

29第6号陳情 (仮称) 3市共同資源物処理施設に関する陳情

受理年月日 平成29年8月28日

陳情者

ほか841人

付託する委員会 建設環境委員会

陳情趣旨

東大和市内に建設が予定されている(仮称)3市共同資源物処理施設の建設について、市民が排出する廃棄物が、将来にわたり安定した処理が行えるよう、推進してください。

陳情理由

本事業は、現在の小平・村山・大和衛生組合のごみ焼却施設の更新を行う上で必要な施設であり、今後のごみ処理体制に大きな影響を持つ内容となっています。

ごみ処理施設は、全ての市民が生活を営むうえで、必要不可欠な施設であり、東大和市のごみ処理は、昭和40年2月以降、長きにわたり小平市に受け入れをしていただき、市民は、快適な生活環境を享受しております。

東大和市は、1市単独で市内にごみ焼却施設を建設することは難しく、万一、小平・村山・大和衛生組合のごみ焼却施設の更新ができなくなった場合、他市の例に見るように、他の自治体へごみ処理を依頼することとなり、著しく多額の財政負担を伴うなど、厳しい現実を全市民が負うこととなります。

(仮称)3市共同資源物処理施設の建設用地である東大和市桜が丘の暫定リサイクル施設用地は、平成6年から東大和市が資源物のリサイクルを実施してきており、周辺の住宅等は、当該施設があること、また、用途地域が工業地域であることを理解したもとで建設されてきており、住宅の購入にあっても当該地域にリサイクル施設が近接していることや工業地域であることを理解しているもので、また、本事業は、その当時、既に小平・村山・大和衛生組合に懇談会が設けられ検討が行われていました。

本事業への一部の反対者は、建設を阻止する目的から数々のことを唱えているもので、容器包装プラスチックとペットボトルの処理施設は、他市においても公害などを起こすことなく設置されており、運営については国などが示す方法により行われます。よって、東大和市のみの固有の問題とはならないと考えます。

以上のことから、本事業については予定どおり行い、耐用年数を目前にしているごみ焼却施設の更新を含め、早期に取り組むことを望みます。